

第1回 大東市人権擁護施策推進審議会 会議要旨

1. 開催日時 令和5年9月5日（火） 午後1時30分より

2. 開催場所 大東市役所 委員会室

3. 出席者

審議会委員

- | | | |
|--------------------|-------|--------|
| ・第1号委員（学識経験者） | 石元 清英 | 委員（会長） |
| ・第1号委員（学識経験者） | 内田 龍史 | 委員（欠席） |
| ・第2号委員（市内関係団体代表者） | 松川 正義 | 委員 |
| ・第2号委員（市内関係団体代表者） | 西井 哲也 | 委員 |
| ・第2号委員（市内関係団体代表者） | 中井 和真 | 委員（欠席） |
| ・第2号委員（市内関係団体代表者） | 西林 徹 | 委員 |
| ・第2号委員（市内関係団体代表者） | 白石 克己 | 委員 |
| ・第2号委員（市内関係団体代表者） | 萩原 清 | 委員 |
| ・第2号委員（市内関係団体代表者） | 久世 芳之 | 委員 |
| ・第2号委員（市内関係団体代表者） | 中井 克之 | 委員 |
| ・第2号委員（市内関係団体代表者） | 山本 光一 | 委員 |
| ・第2号委員（市内関係団体代表者） | 北井 孝典 | 委員 |
| ・第2号委員（市内関係団体代表者） | 萩原 美紀 | 委員 |
| ・第3号委員（市長が必要と認める者） | 川本 和弘 | 委員（欠席） |

事務局

- | | |
|---------------|---------|
| ・人権政策監 | 佐々木 由 美 |
| ・市民生活部人権室長 | 奥 野 佳 景 |
| ・市民生活部人権室上席主査 | 池 谷 幸一郎 |
| ・市民生活部人権室主査 | 大 保 一 真 |
| ・市民生活部人権室係員 | 大 野 裕 子 |

4. 案件

- ・委嘱状交付
- ・会長選出
- ・諮問書手交
- ・議事

- ① 会議の公開に関する決定
- ② 趣旨説明
- ③ スケジュールについて

5. 配布資料

- ・ 会議次第
- ・ 委員名簿
- ・ 大東市人権擁護施策推進審議会規則
- ・ 審議会について（趣旨と審議内容）
- ・ 審議会スケジュール（予定）

6. その他

傍聴希望者

0 名

発言要旨

1. 開会

2. 委嘱状交付（11名出席）
（欠席の委員については後日郵送）

3. 市長あいさつ

4. 委員紹介、事務局紹介

5. 会長選出

6. 会長あいさつ

7. 諮問書交付
（市長から会長へ諮問書手交）
（市長退席）

8. 議事（敬称略）

事務局：ここからの議事進行は当委員会の規則第3条第1項の規定に基づきまして、会長にお願いしたいと思います。会長どうぞよろしくお願いします。

会 長：先ほど市長より、大東市の部落差別（同和問題）の解決に向けた教育・啓発の在り方について諮問をいただきました。各委員の皆様と議論を重ねて、しっかりとした答申を作ってまいりたいと思いますので、委員の皆様よりよろしくお願いいたします。皆様のご協力をいただき、スムーズな議事進行を努めますのでよろしくお願いいたします。まず議事8の①会議の公開に関する決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局：（会議の公開に関する決定について説明）

会 長：ただいまの事務局の説明に関しまして、ご質問・ご意見ありますでしょうか。（委員一同異議なし）それでは本会議を公開として決定することにいたします。傍聴者はいないということですので、次に入りたいと思います。

会 長：次に議事8の②趣旨説明について事務局より説明をお願いします。

事務局：本審議会の趣旨について説明いたします。

本審議会は、平成17年に作成し、令和5年3月に改訂いたしました、「大東市人権行政基本方針」の20ページ、第3章「人権問題の現状と取組の概要」に記載されております、「5：部落差別（同和問題）」のこれからの教育・啓発の在り方について、協議・検討するために設置させていただいております。「審議内容」につきましては、部落差別解消推進法第五条の2に掲げられております「地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。」ということ踏まえ、本市のこれからの教育・啓発の在り方（手法）についての一案を記載させていただいております。まず1についてですが、教育・啓発の在り方を決めるに際し、現在の本市の部落差別（同和問題）についての市民の意識を把握することがまず必要であることから、部落差別（同和問題）に関する市民意識調査を実施したいと考えております。そして、2に記載されております、一人ひとりが部落差別（同和問題）を「ひとつと」ではなく「自分ごと」として自覚してもらえ、学校、職場、地域等の学習、研修の場で幅広く活用していただけるような教育・啓発冊子の作成を行います。委員の皆様におかれては、専門的な知識と豊富なご経験に基づくご提言や、本市行政で把握を必要とする現実的な課題に関する活発な意見交換などにより、本意識調査および教育・啓発冊子の作成にご協力をお願いしたいと考えております。

そして、市長からございました、「諮問」に対する「審議会答申」を策定いただいた後、本市において、市民の人権意識・人権課題を把握した上で人権施策に取り組んでまいりたいと考えております。

この手法で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

—異議なし—

議事8③スケジュールについて説明。全7回を予定。

※市民意識調査について、次回審議会事務局側で調査票の素案を作成したものを基に委員の皆様にご意見をいただく。第3回、4回で修正した調査票の最終案を示し、最終調査票を確定、調査をスタートする。第5、6回で調査結果を集計して分析し、報告書案の素案を検討、修正して審議。第7回で最終版作成。
※啓発冊子の作成について、第4回で骨子案について審議、第5回で素案について議論、意見いただいた箇所と令和6年度市民意識調査の結果を組み込んだ意見を反映した案について第6回で議論。第7回で最終確認をしていただく予定。

全7回の進行状況をみると、タイトなスケジュールであるが、令和6年度中にすべての調査審議を終え、冊子の作成まで完了させる予定。

会長：大東市民を対象に同和問題をテーマにした市民意識調査を行い、市としての具体的な方向性決めていく。審議会の取り組むべき課題をどういう形で答申、調査報告書により啓発冊子の作成スケジュールをどう進めるかについて、事務局

より説明あったが、この案について意見はありますか。

委員：意識調査というのは具体的にどういうものになるのか？

事務局：アンケート形式になる。令和２年実施した人権に関する意識調査については、人権問題全般であった。今回は部落問題の解決に関する調査審議の趣旨に注視した意識調査になる。アンケート内容については、次回以降の審議で検討し中身を審議していただく。調査票の中身を作成していく。

委員：無作為でどういう対象に限ってするのか、被差別部落地区の側の割合、地区以外の割合はどうか。

事務局：今回の調査は地区に特化しない。令和２年の調査対象は大東市在住満１８歳以上の市民全員を対象とした。今回の年齢区分は偏らないよう調整して行っていくが、その他は無作為とする。

委員：差別する側される側、大多数差別する側は差別される側の気持ちは分からない。調査が偏ってしまうと役に立たないのでは。現実の問題を抱えている地区の人の意識調査と、なんとなく部落問題のことを知っている市民の意識調査とでは全く結果が違ってくる。％をもって調査をするのか、大東市民というくくりで調査するのか、私の意見であるが、中身にふみ込んで、解決に向けて具体的にこういう問題や事象があって、どう取り組んでいくべきかかみ砕いて質問していく必要があるのでは。地域の意見がある程度反映される調査でないと具体性がない。

会長：本審議会で何をするかというと、部落差別をなくすために、大東市民にどのような教育、啓発を行っていけばよいのか、それを検討するための基礎資料として意識調査を実施するということである。たとえば、市民が部落に対してどのようなイメージを持っているのか、寝た子を起こすなという意見を支持する人の割合、こういった年齢層でその割合が高いのかなどを把握し、大東市民に対しどのような働きかけをするのが有効なのかを議論して見定めていく。大東市民から無作為に抽出した調査対象者に調査を行い、部落問題について誤解していることなどが具体的に明らかになれば、その誤解を解くための課題を教育の面で啓発していくといった課題を見つける調査である。

一方で同和地区住民の生活実態を改善する課題を見つける実態調査となると、地区住民の要望などを把握していくべきであるが、今回は市民全般対象に意識調査を行い、同和問題の教育啓発につなげていく。本審議会の課題は教育啓発に絞られているので、大東市民全般を対象という形になる。

前回実施した市民意識調査では、さまざまな人権課題について質問項目を設定したが、今回は同和問題に絞った調査を行う。２０２０年の調査で十分に把握

できなかった課題を今回の調査票に工夫して盛り込んでいきたい。
ほかにご意見ご質問などあればどうぞ。

委員：令和２年度に行ったアンケートの結果、行政が取り組んだ施策で、よかった点や前回の意識調査で効果があった点、効果がなかった点など教えていただきたい。

事務局：人権室として令和２年度市民意識調査を行った結果として、人権室主催人権講座、憲法の集いなどで啓発活動を行っているが、参加できなかった理由が「知らなかった」が一番多く、周知はしているが行き届いていないのが現状であった。その意識調査結果をふまえた上で、広報の仕方、インターネットを使った動画、ホームページ、チラシ、ポスターなどで周知していく幅を広げていった。数字が伸びたかどうかははっきりいえないが、今までは年齢層が高かったのが少しずつ幅広い世代の参加者が増加し、緩和している傾向である。

委員：令和２年の市民意識調査を行って、その結果で明らかになったことに対してどんな施策を行ったのか。

事務局：令和２年度の大東市民意識調査の基礎資料として、新たに令和５年３月に大東市人権行政本方針を策定し、その中に今までの取り組み、今後の取り組みについて反映している。同和問題、人権問題について、令和２年度市民意識調査結果をふまえて、今後の取り組みに反映させる形となる。同和問題でいうと、様々な啓発イベントを行っているが、自分ごとに落とす形での動きがなかったので、本審議会における議論によって、今後の効果的な啓発、教育の面で部落差別の解消を目指す取り組みになっている。令和２年度調査結果をもって、基本方針のこれからの動きに反映させる形になるとお伝えする。

委員：ありがとうございました。

委員：前回の調査は２０００件を対象としていたが、今回は最低限の回答数をどう設定するのか。

事務局：回収率は、前回の４７％を超えている。

委員：回収率ではなく、回収数をどのくらい設定していくのか。

事務局：どのような回収率がよいか、アンケート実施においては事前に周知を重ねていく予定であるが、回収率が低いのが現実なので、なにか効果的な実績があれば教えていただきたい。

会 長：回収率が高い方がよいし、回収数も多い方がよい。最近の周辺自治体の調査をみると、回収率が４割を超えると、高いといえる。今回は、それをさらに上回る回収率を目指したい。

議事として次第にあがっているのは３点である。せっかく集まっているので、市民意識調査を踏まえてどう啓発を深めていくか、ご意見を伺いたい。調査でこういったことを調べてほしい、こういう設問をいれてほしいということや、教育啓発の進め方について、ご要望やご意見をお出しいただきたい。

委 員：市民の意識を知るために、教育で何を考えてもらうか、現状でどういうことが起こっているか、ＳＮＳ上の部落差別事象で地域を限定していたりするような現実や実際にこういうことがあるということを知ってもらって、どうやって差別をなくすかという意識をもって考えてもらうのが大切だと思う。

委 員：どういう差別があったかとか、過去の人権問題、同和問題についての調査をみると、質問形式が多い傾向である。書く方は、本人が自分が同和地区の差別をなくすために、自分の問題として書けるようにするとよいのでは。質問されるばかりだと他人事になる。視点を変えていく必要があるのでは。

会 長：調査対象となった市民に、意見を書いてもらう形にするということになるのか。

委 員：例えばどういう形で取り組んだら、考え方が変わるとか、単に講演会行ったかどうかを聞くのではなく、どういう講演会をすると行きたくなるのか、などがよい。

会 長：兵庫県の意識調査では、どういった取り組みが必要か１０項目から選んでもらう方法をとっているが、県民からの回答結果のとおり取り組みばよいということにはならない。人権問題に関する講演会については、参加した経験がある人が少ないので、参加経験がある人に限定していろいろと尋ねるとするのは、難しい面がある。ご指摘の趣旨は分かるので、調査票作成に当たって工夫してみたい。

委 員：センターの自主事業で水平社へ訪問したりしている。参加者の中には知識の浅い市民もいる。参加者に対してアンケートをとっているので、市民意識調査に加えて、生の声として活かしてもらうのもよいと思うが可能かどうか。

事務局：教育啓発冊子を作成するにあたって、ご意見を取り込むことが可能。

会 長：同和教育について、私が３０年間大学で部落問題を学生たちに教えてきた経験からいうと、学生たちは部落に対してマイナスイメージをもっているということである。部落と聞いてどういうイメージが頭に浮かぶのか、学生たちに尋ね

ると、「暗い」「貧しい」「閉鎖的」というイメージが頭に浮かぶと言う。学生にその理由を聞くと、部落問題を学ぶとき、「厳しく差別される話」しか聞かいたため、部落と聞くと暗い感じがすると学生たちは言う。

例えば、障がい者についてのイメージはどうかというと、暗いというイメージをもつ人は非常に少ないといえる。障がい者差別がなくなったというわけではないが、障がい者と聞いて、暗いと感じる人は少ない。それはマスメディアを通して私たちは障がいしゃ者に関する様々な情報に接しているからである。障がい者差別以外の様々な情報、障がい者の活動や生活のありようを知る。そして、地域社会の中で障がい者と出会ったり、交流したりと、差別以外のさまざまな面を知っているのだから、暗いと感じない。

それに対して、部落問題については、具体的な情報がないため、部落の様子もわからない。差別の厳しさ、悲惨さばかり聞くので、「暗い」と感じてしまう。

「貧しい」というイメージも同じで、それだけ強く差別されるのなら部落は貧しいのだろう。部落は貧しいから差別されるのだろうと、マイナスイメージをもってしまう。

「閉鎖的」というイメージについては、高校までで行われてきた同和教育が江戸時代までの歴史を中心に進められてきたことと関係する。そして、同和教育では、明治以降、部落がどのように変化してきたのか、触れないため、学生たちは部落が江戸時代の状態のまま、現在に続いていると理解してしまっている。学生たちは部落が江戸時代の賤民身分の子孫が代々固まって住み続けている地区であると理解している。だから、部落は特定の血筋の人たちが固まって住んでいる閉鎖的な地区と考えているといえる。

このような現状を踏まえて、教育啓発をどう進めていくべきかの議論を深めていきたいので、感じていることや疑問など、出していきたい。

委員：学校教育について、年間人権問題について、そのうち同和教育についてはどれくらいの授業数があるのかを知りたい。

委員：大学では部落問題についてどういう授業をなされているのか。暗い、貧しい、閉鎖的といっている学生に対して、30年間どのような講義をされてきたのかを教えていただきたい。

会長：自分の専門は現状分析で、同和地区の生活実態調査をやってきた。現在の部落がどういう様子であるかを映像も使いながら学生に伝えてきた。また学生は、一面的な理解をしがちで、部落産業は皮革業者、食肉関連業者が多いといったイメージをもっていたりする。部落が地域によってどのように違うのか、部落の多様性を伝えるとともに、希望者を募って、京都、大阪、神戸などの部落のフィールドワークを行ったりしてきた。歴史についてよく理解していない学生が多いため、最新の研究成果を反映した形で教育している。他のマイノリティと比較して相違点、類似点について議論も行っている。

委員：学生の意識を変えようと思って講義をされて、1年間されて、その結果として、暗い・貧しい・閉鎖的という学生の意識変化はあったのか。

会長：学生の意識を変えようと思ってやってきたことで、受講した学生について意識の変化はあったと思う。定期的なレポートの提出や定期試験の結果などから、意識の変化はあったと考えている。

委員：冒頭で触れられた、30年の時を経ても学生の意識が変わっていないのは衝撃的である。地域の多様性や他のマイノリティの話をする中で、講義を受講する前と後の学生の意識が変わっていったということで、第2回で改めて教えていただきたい。

また部落問題学習は、義務教育の教育課程でカリキュラムとして決められていない。学校によって人権教育をどう扱うか、取り組み方を工夫してやっている。うわさや偏見に惑わされない基礎力、地域教材であるだんじりものがたり、しぶぞめ、解放令、水平社の話を年間のカリキュラムの中に取り入れているところもあれば、学校によっては、社会の教科書に出てくる程度のところもある。大東市の公立学校では8つの領域に分けて、学校でどういうカリキュラムで取り組むかは、市教委人権教育担当が把握している。

自分の出身大学は部落問題を学習しなくても教員免許資格を取れる。大東市のように小中学校でしっかり部落問題に取り組んだとしても、高等教育や大学でだんだんとなされなくなってきたおり、部落問題についての学習を大学でもきっちり取り組んでももらえるよう、リベラルアーツの一環として取り組む方法はないか、小中学校の先生方と一緒に模索しているところである。関西大学で積極的に取り組んでおられるのはすばらしく尊敬している。自分自身も30年間かわってきて、部落問題について同じような調査、項目を見てきている。あまり数値も変わっていない。何のために調査をやるのか。

SNSの件で、例えば部落探訪のサイトを子供たちが実際に見た場合を想定し、子供たちへの対応についてどうするか全職員で話し合いをしている。

このような現実を踏まえて、子供たちが小学校で同和教育について学んだことを大学まで貫くことは大事であると思う。

委員：夏休みに小中学校先生方を対象に同和問題の講演会を実施したが、コロナ禍で3年間人権研修ができなかったのが、半数近くの先生方が入れ替わっている。人権問題、特に同和問題をしっかり理解しきれていない若い先生が多い。高校から大学まで部落問題について、ほとんど学習していなかったりする。グループ討議も行っているが新任の先生方は知識が浅かったりするのが現状。このような中で、市民意識調査を行うのは、とても良い機会なので、中身も濃いものにしたい。人数についても総数2000件でよいのか。1000件回答をもらう設定でよいのか、国勢調査のように事前ビラを配ってPRをして直接回収している

が、郵送なら半分以下となるであろう。数を見越して 2000 件のデータが要るのなら、4 割の回収率を逆算するともっと数を考える必要がある。

会 長：教職員の意識調査について、各府県などで行われているが、京都府教委が教職員対象に行った調査によると、「寝た子を起こすな」という意見に対して、それを否定する回答は、50 歳以上では高いが、29 歳以下だと、その割合は半減する。「差別問題を反対したり、問題点を指摘すると、その解決が難しくなる」という意見を肯定する回答が若い教職員に多い。新潟県の教職員対象にした意識調査でも、香川県の意識調査でも、若い教職員が部落問題を理解していないという結果が出ている。

部落問題に対する市民の意識の現状を正確に把握して、今後の教育啓発の進め方について議論を深めていきたいと考える。

本日いただいた意見を踏まえて、事務局は今後の調整を行い、11 月予定の次回審議会において、意識調査についての素案のたたき台を取りまとめてほしい。次回は、その素案について議論いただきたい。以上で議事終了とする。

9. 事務連絡等

事務局：今回の皆様方からの大変貴重なご意見をたくさんいただき、これらを踏まえて、次回の審議会までに、事務局にてたたき台を作成する。次回審議会日程については、改めて事務局より連絡する。

以上で第 1 回大東市人権擁護施策審議会を閉会する。

本日はありがとうございました。

10. 閉会

(閉会)